

全国がん登録の届出を行う診療所の指定に関する事務取扱要領

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する全国がん登録の届出対象情報の届出（以下「届出」という。）が適正に行われるよう、同条第 2 項に基づき、静岡県知事（以下「知事」という。）が行う診療所の指定等に関する事務については、法その他関係法令に定めるところによるほか、この要領により行う。

第 1 診療所の指定の申請

指定を受けようとする診療所の開設者は、届出を開始する年の前年 11 月末までに、様式第 1 号に定める「全国がん登録の届出に係る診療所指定申請書」（以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

第 2 診療所の指定

知事は、申請書の内容を確認し、適当と判断した場合は、様式第 2 号に定める「診療所指定通知書」（以下「指定通知書」という。）により、申請した診療所の開設者に指定した旨を通知するものとする。

なお、指定日は、毎年 1 月 1 日とする。

第 3 指定に係る申請内容の変更

第 2 の指定を受けた診療所（以下「指定診療所」という。）の開設者は、指定通知書に記載された事項に変更があった場合は、速やかに様式第 3 号に定める「診療所指定事項変更届出書」を指定通知書とあわせて知事に提出し、知事は、届出内容を確認し、新たに指定通知書を交付するものとする。

なお、指定診療所の開設者は、指定通知書を紛失した場合は、様式第 7 号に定める「診療所指定通知書紛失届」（以下「紛失届」という。）を知事に提出するものとする。

第 4 指定の辞退

指定診療所の開設者は、法第 6 条第 4 項の規定により、当該指定を辞退する場合は、様式第 4 号に定める「診療所指定辞退届出書」を指定通知書とあわせて知事に提出するものとする。

なお、指定診療所の開設者は、指定通知書を紛失した場合は、紛失届を知事に提出するものとする。

第 5 指定の取消

知事は、法第 6 条第 5 項の規定により、指定診療所の指定を取り消す場合は、様式第 5 号に定める「診療所指定取消通知書」により、指定診療所の開設者に当該指定を取り消した旨を通知し、当該通知を受けた診療所（以下「指定取消診療所」という。）の開設者は、知事に指定通知書を返還するものとする。

なお、指定取消診療所の開設者は、指定通知書を紛失した場合は、紛失届を知事に提出するものとする。

第 6 指定通知書の再交付

指定診療所は、指定通知書を紛失した場合は、様式第 6 号に定める「診療所指定通知書再交付申請書」を紛失届とあわせて知事に提出することにより、知事から指定通

知書の再交付を受けることができる。

第7 指定期間

指定期間の期限はないものとし、第4の指定の辞退又は第5の指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとする。

第8 その他

1 届出対象情報の範囲

届出対象情報は、指定診療所が第2の指定を受けた日以後に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とする。

2 指定診療所以外の診療所からの届出の取扱い

知事は、指定診療所以外の診療所からの届出は受理しないものとする。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

平成27年度に限り、第1の申請書の提出期限を平成27年12月25日とする。